

# 回 答 書

件 名		物品売払一般競争入札(令和6年6月18日岐阜市公告第104号)
番号	質 問	回 答
1	本売払契約が公告13(2)による契約締結になる場合、落札者決定から物品の引渡しまでに相当の時間を要するものと推察されますが、売払代金についてはその間の相場変動などは考慮せず、落札金額のままという理解でよろしいでしょうか。	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>公告書13(2)による契約締結となる場合、落札額が売買代金となる仮契約を締結し、本市議会の議決をもって本契約の効力が生じます。</p> <p>本契約の効力が生じた後に、前記売買代金をお支払いいただいたうえで、物品の引渡しとなります。</p>
2	売払物品4品目のうち一部の物品のみ公告13(2)による契約締結になる場合、それ以外の物品についての引渡しは入金確認後即時という理解でよろしいでしょうか。	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>本売払入札及び契約は、4つの品目各々で実施され、公告書13(2)による契約締結に該当するかは、4つの品目各々で決定されます。</p> <p>公告書13(2)による契約締結に該当しない物品については、落札後に、売払代金を納入後、物品の引渡しを行うこととなります。</p>
3	公告書13(2)による契約締結となった場合、物品の引渡しの時期などどのようなスケジュールとなるのか。	<p>仮契約を締結後、最短で本市議会令和6年9月定例会での議決を予定しています。</p> <p>この場合、本年9月下旬頃に議決が見込まれますが、現時点では議決の時期や本契約の効力が生ずる時期について確実なことをお答えすることはできません。</p> <p>物品の引渡しの時期などについては、落札者に、仮契約を締結する際に予定をお伝えいたします。</p>